

別表六の二(十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	.	.	法人名	()
----------------------------	---	---	-----	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合) 可

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	13	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	2			特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	14		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	15		
	同 上 の うち 機 械 及 び 装 置 並 び に 器 具 及 び 備 品 に 係 る 額	4			「19」欄 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「10582」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額			
	同 上 の うち 地 域 の 成 長 発 展 の 基 盤 強 化 に 著 し く 資 す る 事 業 の 用 に 供 し た も の に 係 る 額	5						
	税 額 控 除 限 度 額 $((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) \times \frac{5}{100}$ $+ ((3) - (4)) \times \frac{2}{100}$							
	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$							
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	8						
	法 人 税 額 基 準 額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	17		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(9)のうち少ない金額)	10			の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	18		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (17) - (18)	19		
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) - (11)	12						

別表六の二(十五) 令三・四・一以後終了連結事業年度分